

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和7年5月30日

広島県監査委員	小林 秀 矩
同	山下 智 之
同	門 前 智
同	三 田 利江子

第1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和7年4月4日

3 請求の要旨

請求人から令和7年4月4日に提出された広島県職員措置請求書から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 講ずべき措置

令和7年1月27日に福山市にあるホロコースト記念館（以下「記念館」という。）で行われた「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典（以下「記念式典」という。）への広島県議会議長（以下「議長」という。）の出席について、県費から支給した旅費の返還を求める。

今後、警察と教育委員会を含む全ての広島県関係者は、公費での記念式典への出席を拒否すべきである。

(2) 記念式典出席の違法性・不当性について

ア 「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」を定めた国連について

国連は第二次世界大戦の戦勝国のクラブであり、今でも我が国やドイツに対する敵国条項が存在しており、我が国を敵国とする国連の言いなりに従う必要はない。我が国

は国連から脱退すべきである。

イ 記念式典について

記念式典は、選民思想をもつユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを正当化ないし隠ぺいするものである。このような民族差別の祭典に県費を費消するのは公序良俗違反であり、違法かつ不当であるため、県は、議長に対し、記念式典出席に要した旅費 13,950 円を返還させるべきである。

ウ 記念館について

記念館は政治的オカルト的プロパガンダ施設なのは明らかで、子どもたちが立ち入ることができる施設ではない。

県は、記念館を 18 歳未満の子どもの立ち入り禁止施設に指定すべきである。

4 請求の要件審査等

本件住民監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 記念式典への議長の出席は、違法又は不当なものであったか。
- (2) 記念式典への出席に要する経費を県費により支出したことは、違法又は不当な財務会計行為に当たるか。

2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づく請求人の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

3 監査の対象機関

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 23 日に議会事務局に対する監査を実施した。

議長宛ての案内文書等を確認するとともに、記念式典の内容や出席に係る経費等について弁明書の提出を受けた。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

- (1) 「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」を定めた国連について

法第 1 条の 2 第 2 項により、国際社会における国家としての存立にかかわる事務は国が担うこととされており、議会事務局は意見を述べる立場にない。

- (2) 記念式典について

請求人の宗教上の個人的見解に対し、議会事務局は意見を述べる立場にない。

記念式典開催の契機である「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は、ユダヤ人やマイノリティの人々が殺害されたホロコーストを再確認し、憎悪、敵対感情、人種差別、偏見がもつ危険性を永遠に人々に警告することを目的として国連総会で採択されたものである。

国際社会の合意によって制定された記念日に合わせて開催される記念式典は、ホロコースト犠牲者の追悼記念行事であり、若い世代の人々に平和について考えを深める機会を提供することを目的とした内容であることから、平和な国際社会の実現に資するものであり、公益性が高い行事であって、議長が出席し、その費用を県費から支出することは問題ないとする。

(3) 記念館について

記念館についての請求人の個人的見解に対し、議会事務局は意見を述べる立場にない。

(4) 旅費の支出について

記念式典は、ホロコースト犠牲者の追悼と、若い世代の人々に平和について考える機会を提供することを主旨とする行事であり、議長が出席することに問題はなく、旅費の返還は不要であるとする。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。なお、事実関係の確認に当たり、令和6年5月9日付けで監査結果（以下「前回監査結果」という。）を公表した広島県職員措置請求における監査の知見及び前回監査結果を活用した。

(1) 記念館及び記念式典について

記念館は、子供たちにホロコーストを伝え、平和と人権について考える教育センターとして、1995年（平成7年）に設立された。

令和7年1月27日に同館において記念式典が実施された。この式典は、国連が2005年（平成17年）に総会決議により採択した「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」（1月27日）を記念し、ホロコースト犠牲者の追悼と若い世代に平和について考える機会を提供することを主旨とし、議長のほか、関係国の大使などが出席した。記念式典は、平成19年から実施されている。

記念式典の主な内容は、地域の生徒たちによる歓迎、生徒たちやスタッフによる記念館内展示や「アンネのバラ園」の案内、追悼式（追悼の祈り、追悼のろうそくの点火、献花）、記念の集い（来賓によるスピーチ）であった。

(2) 議長の出席について

記念館から議長に対して記念式典への出席依頼があり、当日は、議長が出席した。

前日まで海外出張のため、前日夜に広島空港に帰着後、福山市内に移動し前泊した。交通手段として、広島空港から宿泊先を経由して記念館まで公用車を利用した。支出した旅費は、13,950 円であった。

2 判 断

以上のような事実関係の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」を定めた国連について

請求人は、もともと国連は第二次世界大戦の戦勝国のクラブであり、今でも我が国やドイツに対する敵国条項が存在しており、国連の言いなりに従う必要はなく、我が国は国連から脱退すべきであると主張する。

敵国条項の存在を理由に我が国が国連から脱退すべきであるとの請求人の主張は、請求人独自の見解に過ぎない。請求人の「国連の言いなりに従う必要はない」との主張と記念式典への出席及びそれに伴う支出が違法・不当かどうかは別の問題であり、論理的なつながりは認められない。

なお、「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は、国連総会決議で採択されたものであるが、ユダヤ人やマイノリティの人々が殺害されたホロコーストを再確認し、憎悪、敵対感情、人種差別、偏見がもつ危険性を警告することを目的としている。

(2) 記念式典について

請求人は、記念式典はユダヤ人によるパレスチナ人へのジェノサイドを正当化ないし隠ぺいするものであり、このような民族差別の祭典に出席し、県費を費消するのは公序良俗違反であると主張する。

記念式典は、「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」に合わせて、人種や宗教、民族、身体的特徴等などに関係なくホロコーストの犠牲となった全ての人を追悼するとともに、若い世代の人々に平和について考える機会を提供する内容であり、民族差別の祭典とは認められず、議長が出席し旅費を支出することが公序良俗に違反するものとは言えない。県関係者の出席についても同様と解する。

(3) 記念館について

請求人は、記念館は政治的オカルト的プロパガンダ施設なのは明らかであり、子どもたちが立ち入ることができる施設ではなく、記念館を18歳未満の子どもの立ち入り禁止施設に指定すべきであると主張する。

記念館は、子供たちにホロコーストを伝え、平和と人権について考える教育センターとして設立されたものであり、請求人の主張は、請求人独自の見解に過ぎない。

(4) 旅費の支出について

記念式典への出席に要する経費として、旅費を県費から支出したが、上記（1）から（3）までで述べたとおり、記念式典への出席は違法・不当ではなく、利用した交通手段も合理的なものであることから、違法又は不当な財務会計行為に当たるものではない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第 242 条の規定により棄却する。